

全国大学獣医学関係代表者協議会
獣医学教育改革シンポジウム
平成23年10月8日
日本学術会議講堂

参加型実習がもたらす 獣医学教育の改善と その新たな役割

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 小動物獣医療担当
佐々木 勝憲

1 参加型実習についての 検討

獣医学教育の改善・充実に関する 調査研究協力者会議での意見

- ・ 日本では最終学年は卒業論文作成に時間がとられていて、臨床実習が不十分であることが問題である。欧米では、獣医教育病院で患畜の簡単な手術などの実習ができるが日本ではできない。
- ・ 学生による実験動物や患畜の取扱いを明らかにして各大学に周知して欲しい。
- ・ 学生が行える医行為について日本では非常に制限があるとは知っているが、実際にどの程度の行為であれば学生が行えるのかが知りたい。

獣医事審議会

(獣医師法第24条)

試験部会

- 獣医師国家試験に関する事務
- 獣医師国家試験の受験資格の認定
- 不正受験者の処置
- 試験科目等の細目の決定

計画部会

- 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の策定又は変更
- 臨床研修診療施設の農林水産大臣指定

免許部会

- 欠格要件に該当する者に対する獣医師免許を与えるかどうかについての調査審議
- 獣医師免許の行政処分に関する事項の処理
- 広告制限に関する省令の制定・改廃

獣医事審議会 計画部会 分野別WGの指摘

〔平成21年10月
計画部会に報告〕

産業動物分野WG報告書（抜粋）

Ⅲ 対応すべき取組

Ⅲ-1 早急に取り組むべき事項

1 産業動物獣医師の育成・確保対策の強化

(1) 獣医系大学の学生に対する臨床実習等の充実

(前略) 大学と連携し獣医系大学の学生に対する臨床実習を質・量ともに充実させていく必要がある。
(後略)

なお、獣医系大学が学生の臨床実習を積極的に取り入れ充実させるに当たっては、**獣医療行為にかかわる実習のあり方について臨床実習の体制を含め早急に整理することが必要**である。

小動物分野WG報告書（抜粋）

Ⅲ 対応すべき取組

Ⅲ-1 早急に取り組むべき事項

1 小動物獣医療の質の確保

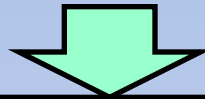
(1) 大学教育における臨床実習等の充実

大学教育においては、(中略) 実践的な獣医療技術を習得させる必要があるが、現状では臨床実習に必要な動物や施設等の確保の面で限界がある。(後略)

このため、より実践的な技術を習得できるよう、**獣医学生に対する臨床実習において実施可能な獣医療行為の範囲を明確にすることで、臨床実習の内容を充実させる必要**がある。これにより、獣医学生を獣医療スタッフの一員として診療に携わらせる機会を与えることが可能となり、学生に獣医師としての責任を自覚させ、コミュニケーション能力や獣医療技術等のより効果的な習得が期待できる。(後略)

臨床実習の条件整備に係るWGの設置

2ワーキンググループからの報告



計画部会に「臨床実習の条件整備に係るワーキンググループ」を設置

検討事項

獣医系大学における臨床実習において獣医学生に許容される診療行為についての基本的な考え方と実施条件

委員

浅野	和之	日本大学准教授
伊藤	伸彦	北里大学教授
岩崎	利郎	東京農工大学教授
大橋	文人	大阪府立大学大学院教授
小野	憲一郎	元東京大学大学院教授
北川	均	岐阜大学教授
佐藤	繁	岩手大学教授
島田	章則	鳥取大学教授
中川	秀樹	(社)日本獣医師会

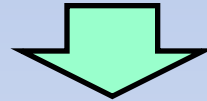
(敬称略・五十音順・職名は報告書発表時)

WGでの論点（1）

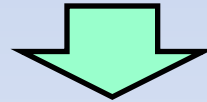
【獣医師法第17条】

獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるもの※に限る。）の診療を業務としてはならない。

※政令で定めるもの：オウム科全種、カエデチヨウ科全種、アトリ科全種



無免許で診療を業務とした場合には罰則が適用される
(無免許獣医業罪)



違法性がないと考えられる
臨床実習における獣医学生の診療行為とは？

WGでの論点（2）

無免許獣医業罪が設けられている目的

国民に質の高い獣医療を提供することにより、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与すること

臨床実習における獣医学生の診療行為について

目的・手段・方法が
社会通念から見て相当

獣医師の診療行為と同程度の
安全性が確保される限度

基本的に違法性はないと解することができると思われる

WGでの論点（3）

目的が社会通念からみて相当

獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資する
→獣医師法の目的と合致

獣医師が行う場合と同程度の安全性を確保する条件

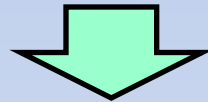
- ①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること
- ②獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること
- ③事前に獣医学生の評価を行うこと

手段・方法が社会通念からみて相当

- ①～③の条件に加えて
- ④飼育動物の所有者の同意を得て実施すること

WGでの論点（４）

- ①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること
- ②獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること
- ③事前に獣医学生の評価を行うこと
- ④飼育動物の所有者の同意を得て実施すること



獣医系大学のガイドラインにより
①～④の条件の下に診療行為を行う場合



少なくとも獣医師法第17条上の
違法性はないものとして考えられる

臨床実習実施のための条件（1）

①臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の範囲

- ・ 診療行為によって予測される飼育動物への侵襲性の程度を目安に、教育的観点を考慮して3つの水準に区分
- ・ 水準1 指導教員の指導・監督の下に実施が許容されるもの
予測される飼育動物への侵襲性が相対的に低い診療行為
所有者の同意を得て、指導教員の指導・監督（獣医学生15人程度に指導者1人がつき、必要に応じて技術介助を行う）の下で許容
- ・ 水準2 指導教員の指導・監視の下に実施が許容されるもの
予測される飼育動物への侵襲性が相対的に中程度の診療行為
所有者の同意を得て、指導教員の指導・監視（獣医学生に必ず指導者が同伴し、必要に応じて獣医学生の診療行為を中止することを指示する）の下で許容
- ・ 水準3 原則として指導教員の実施の見学にとどめるもの
予測される飼育動物への侵襲性が相対的に高い診療行為

臨床実習実施のための条件（2）

①臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の範囲

- ・ 水準ごとの各診療行為については、大学間で一定程度の認識を共有する観点から例示

（例） 3. 治療（抜粋）

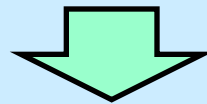
水準 1	水準 2	水準 3
<p>（処置）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 皮膚消毒、包帯交換・ 外用薬塗布・貼付・ 浣腸・ キプス巻・ 耳の洗浄・ 乳房内注入	<ul style="list-style-type: none">・ 創傷処置・ 除角・ 歯石除去 ・ 胃カテーテル挿入 （経口・経鼻）	左記以外のもの

- ・ 臨床実習で取り入れられる可能性の高い診療行為につき水準を示したものであり、臨床実習の必須項目ではない

臨床実習実施のための条件（3）

②指導教員の要件

- ・ 臨床実習において獣医学生及び飼育動物の安全の確保を図り、獣医学生による診療行為に対して、適切な指導・監督又は指導・監視ができる能力を有すること



助教程度あるいは臨床経験5年以上がひとつの目安

- ・ 最終的には大学のガイドラインに基づき判断

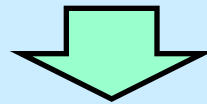
学外での実習については、日頃から大学と臨床研修施設等が連携協力体制の構築を図った上で推進することが重要。

臨床研修施設等の獣医師を指導者とする場合は、大学のガイドラインに基づき指導教員として適当な者を選任するとともに、大学において客員講師、実習担当講師といった地位に位置付けるなど、大学との関係について、あらかじめ明確にしておくことが必要。

臨床実習実施のための条件（４）

③事前の獣医学生の評価

- ・ 事前に、実施可能な水準までの技術を修得させておく必要。



- ・ 臨床実習に入る前の段階で、獣医学生の知識・技能に係る評価の基準を設ける等により、獣医学生が到達すべき水準に達しているかどうかについて判断することが必要。

臨床実習実施のための条件（5）

④飼育動物の所有者の同意

- ・ あらかじめ、所有者に対して、実習の必要性、実習内容等について十分かつ丁寧な説明を行い、獣医学生による診療行為について、所有者が納得した上で、同意を得ることが必要。
- ・ 所有者は、上記同意を拒否することができること、既に同意した内容についていつでも撤回できることなど、所有者が診療上の不利益な扱いを受けないことに配慮することが重要。

同意の取り方については、院内掲示による周知、口頭あるいは文書による方法等さまざまなやり方があると考えられるが、大学において、最も適切と考えられる方法を決めて大学のガイドラインに記載しておく必要。

WGでの検討結果について

ワーキンググループの検討結果

平成22年6月29日
計画部会に報告、審議・了承

「獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について」

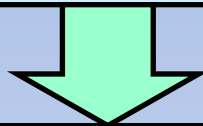
(平成22年6月30日付け22消安第1514号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)

により、獣医系大学や関係者に通知

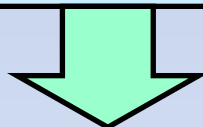
臨床実習における獣医学生の飼育動物に対する診療行為が条件を満たしているかの判断については、臨床実習現場の状況や獣医系大学のカリキュラムが大学ごとに異なること等を考慮し、獣医学的知識を有する専門家の意見を踏まえて判断されることが適当。

2 今後について

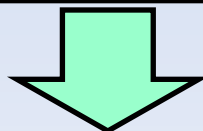
- 大学教育における臨床実習の現場において獣医学生に許容される診療行為の考え方が整理されたことで、今後その範囲が拡大。

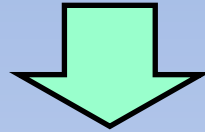


- 臨床実習の充実が図られ、新規獣医師が実践的な技能の修得とともに、獣医師としての責任を自覚。



- 社会の要請に応じた獣医師の養成に資することが期待される。





- 各大学において、適切な指導体制の構築等、実施のための条件を整備し、参加型実習を実施していただきたい。

ご静聴
ありがとうございました

獣医事関係の連絡先

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

獣医事班・小動物獣医療担当

(電話) 03-3501-4094

(FAX) 03-3502-8275

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>

